

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条 1 項 6 号に基づく変更後の事項の開示)

2024 年 7 月 23 日

岩崎通信機株式会社

2024 年 7 月 23 日

株式交換に係る事前開示事項の変更
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条 1 項 6 号に基づく変更後
の事項の開示)

東京都杉並区久我山 1 丁目 7 番 41 号

岩崎通信機株式会社

代表取締役社長 木村 彰吾

岩崎通信機株式会社（以下「当社」といいます。）は、2024 年 5 月 31 日に、あいホールディングス株式会社（以下「あいホールディングス」といい、当社とあいホールディングスを総称して、以下「両社」といいます。）との間で、株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結し、本株式交換契約に基づき株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決定いたしました。

当社は、本株式交換に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条の規定に基づく開示事項を記載した 2024 年 6 月 12 日付の書面を備置しておりますが、今般、当社及びあいホールディングスの間で本株式交換の効力発生日の変更に係る株式交換契約修正覚書（以下「本株式交換契約修正覚書」といいます。）を締結したことに伴い、当該事前開示事項の内容に変更が生じたので、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条 1 項 6 号に基づき、以下のとおり事前開示事項を変更いたします。なお、本書面においては、変更事項のみを開示しております（下線は変更箇所）。

1. 「1. 株式交換契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 3 号）」の変更

(変更前)

別紙 1 のとおりです。

(変更後)

別紙 1 の 1 及び別紙 1 の 2 のとおりです。

2. 「5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 4 号）」の変更

(変更前)

(3) あいホールディングスの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 184

条第6項第1号ハ)

① 当社

ア 当社は、2024年5月31日開催の取締役会において、あいホールディングスとの間で、あいホールディングスを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日、本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の内容は別紙1のとおりです。

イ 当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換によりあいホールディングスが当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）において保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時までに消却する予定です。

② あいホールディングス

あいホールディングスは、2024年5月31日開催の取締役会において、当社との間で、あいホールディングスを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日、本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の内容は別紙1のとおりです。

(変更後)

(3) あいホールディングスの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第184条第6項第1号ハ)

① 当社

ア 当社は、2024年5月31日開催の取締役会において、あいホールディングスとの間で、あいホールディングスを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日、本株式交換契約を締結しました。また、その後当社は、2024年7月23日開催の取締役会において、あいホールディングスとの間で、株式交換契約修正覚書を締結することを決議し、同日、本株式交換契約修正覚書を締結しました。本株式交換契約の内容は別紙1の1、本株式交換契約修正覚書の内容は別紙1の2のとおりです。

イ 当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換によりあいホールディングスが当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）において保有する自己株式（本株式交換に関する会社法

第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。)の全部を、基準時まで消却する予定です。

② あいホールディングス

あいホールディングスは、2024 年 5 月 31 日開催の取締役会において、当社との間で、あいホールディングスを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日、本株式交換契約を締結しました。また、その後あいホールディングスは、2024 年 7 月 23 日開催の取締役会において、当社との間で、株式交換契約修正覚書を締結することを決議し、同日、本株式交換契約修正覚書を締結しました。本株式交換契約の内容は別紙 1 の 1、本株式交換契約修正覚書の内容は別紙 1 の 2 のとおりです。

以上

別紙１の１ 本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

あいホールディングス株式会社(以下「**甲**」という。)&及び岩崎通信機株式会社(以下「**乙**」という。)&は、2024 年 5 月 31 日(以下「**本契約締結日**」という。)&付けで、次のとおり株式交換契約(以下「**本契約**」という。)&を締結する。

第1条 (本株式交換)

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「**本株式交換**」という。)&を行い、甲は、乙の発行済株式の全部(甲の保有する乙の株式を除き、「**本株式**」という。)&を取得する。

第2条 (商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

- (1) 甲(株式交換完全親会社)
商号:あいホールディングス株式会社
住所:東京都中央区日本橋久松町 12 番 8 号
- (2) 乙(株式交換完全子会社)
商号:岩崎通信機株式会社
住所:東京都杉並区久我山 1 丁目 7 番 41 号

第3条 (本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が本株式を取得する時点の直前時(以下「**基準時**」という。)&における乙の株主名簿に記載又は記録された株主(但し、第 8 条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除き、以下「**本割当対象株主**」という。)&に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の数の合計数に 0.6 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における本割当対象株主に対し、その有する乙の株式 1 株につき、甲の普通株式 0.6 株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項に従い甲が本割当対象株主に対して割当交付しなければならない甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第 234 条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第4条 (資本金及び準備金に関する事項)

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
0 円
- (2) 資本準備金の額
会社計算規則第 39 条の規定に従い甲が別途定める金額とする。
- (3) 利益準備金の額
0 円

第5条 (効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日(以下「**効力発生日**」という。)&は、2024 年 10 月 1 日とする。

但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第6条（本契約の承認）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、株主総会において本契約の承認を得ることなく、本株式交換を行う。但し、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求めるものとする。また、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、株主総会において、会社法第 783 条第 1 項の規定に基づき本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する手續を行うものとする。
3. 本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、かつそれぞれの子会社をして善良な管理者の注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、本株式交換に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ相手方と協議し合意の上、これを行うものとする。
2. 甲及び乙は、以下の各号に規定するものを除き、本契約締結日以降、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また効力発生日より前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合における自己株式の取得を除く。）の決議を行ってはならない。
 - (1) 甲は、2024 年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1 株当たり45円又は配当性向 50%を超えない範囲の金額のいずれか高い金額を限度として剰余金の配当を行うことができる。
 - (2) 乙は、2024 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1 株当たり 25 円を限度として剰余金の配当を行うことができる。

第8条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議に基づき、基準時において乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部につき、基準時をもって消却する。

第9条（事情変更及び解除）

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変更が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議して合意の上、本株式交換に関する条件を変更し、又は本株式交換を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、(i)効力発生日の前日までに乙の株主総会において本契約の承認が得られない場合、(ii)甲において、会社法第 796 条第 3 項の規定により本契約に関して株主総会の承認が必要とな

ったにもかかわらず、効力発生日の前日までに甲の株主総会において本契約の承認が得られない場合、(iii)国内外の法令に基づき本株式交換を実行するために効力発生日に先立って必要となる関係官庁等の承認等が得られない場合、及び(iv)前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第11条（規定外事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関して定めのない事項その他本株式交換に必要な事項については、本株式交換の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議の上、これを決定する。

本契約の作成を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2024 年 5 月 31 日

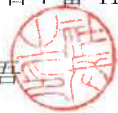
甲： 東京都中央区日本橋久松町 12 番 8 号
あいホールディングス株式会社
代表取締役会長 佐々木秀吉



本契約の作成を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2024 年 5 月 31 日

乙： 東京都杉並区久我山 1 丁目 7 番 41 号
岩崎通信機株式会社
代表取締役社長 木村彰吾



別紙 1 の 2 本株式交換契約修正覚書の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約修正覚書

あいホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及び岩崎通信機株式会社（以下「乙」という。）は、2024年7月23日付で、甲及び乙間の、2024年5月31日付け株式交換契約（以下「**本株式交換契約**」という。）に関して以下のとおり合意（以下「**本覚書**」という。）する。

第1条 （本株式交換契約の修正）

甲及び乙は、本株式交換契約第5条を以下のとおり修正することに合意する。

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「**効力発生日**」という。）は、2024年9月1日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第2条 （その他）

本覚書に定めるもののほか、本株式交換契約の各条項は、引き続き有効に効力を有する。

（本頁以下余白）

上記合意の成立を証するため、本覚書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名押印の上、各 1 通を保有する。

2024 年 7 月 23 日

甲：

東京都中央区日本橋久松町 12 番 8 号
あいホールディングス株式会社
代表取締役会長 佐々木秀吉



上記合意の成立を証するため、本覚書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

2024年7月23日

乙:

東京都杉並区久我山1丁目7番41号
岩崎通信機株式会社
代表取締役社長 木村彰吾



木村彰吾